

令和5年

5月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



春を呼ぶ花サクラソウ

令和5年5月の税務と提出期限

- ① 令和5年5月10日・・・令和5年4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和5年5月31日・・・令和5年3月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 令和5年5月中において都道府県の条例で定める日・・・自動車税（種類別）の納付

今月の気になった新聞記事

- 1) **2023年公示地価の発表**・・・国土交通省が発表した2023年1月1日時点の公示地価、三大都市圏では大阪圏の商業地が3年ぶりに上昇に転じ、地方圏も2年連続上昇した。東京圏では、商業地は3.0%上昇した。住宅地も2.1%上昇し23区全てで前年の上昇幅が拡大した。公示地価は公共事業用地を買収するときの取得価格算定の目安となる。なお全国の最高額は、中央区銀座「山野楽器」前、1㎡5380万円！
- 2) **バイト・パートに雇用保険**・・・政府は、週20時間未満働く短時間労働者も雇用保険に加入させる検討に入った。非正規社員であっても正規社員と同じように子育てや学び直しの支援を受けられるようにする。厚生労働省によると、週20時間未満の労働者は2018年時点で550万人と推計されている。
- 3) **転職する中高年が増加**・・・リクルートが実施した2022年のアンケート調査で転職の意向を示す40代は約半数で、50代でも4割に上がっている。企業への帰属意識の低下と人材紹介会社の存在が大きいようだ

相続した不動産（空き家）を売買する時の特例

相続した実家の家屋が空き家になっている場合、相続発生から、3年を経過する日の属する年の12月31日迄に売却すると、所得税が減少する特例があります。これは、増加し続ける空き家を減らすための国の政策です。期限があり、要件も厳しいものですが、満たしている場合には是非ご活用ください。

1. 実家の空き家（被相続人の居住用財産）を売った時の特例

相続又は遺贈により取得した被相続人の居住用家屋又はその敷地を、平成28年4月1日から**令和9年12月31日**までの間に売って、下記の要件に当てはまるときは、**譲渡所得の金額から最高3千万円迄控除することができます。**（適用期間が4年延長されました！）



2. 対象となる家屋及びその家屋の敷地とは？

1) 相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋の3つの要件

(イ) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。

(ロ) 区分所有建物登記がされている建物ではないこと。

(ハ) 相続の開始の直前において被相続人以外に居住していた人が、いなかったこと。

※実家の親が老人ホーム等に入所していた場合には？・・・一定の要件に該当する必要があります。

2) 相続開始の直前において、被相続人の居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等をいいます。

3. 特例を受けるための適用要件

(1) 売却した人が相続又は遺贈により、被相続人の居住用家屋及びその家屋の敷地を取得したこと。

(2) (イ) その家屋及び土地等が、相続から売却までの間に、事業用、貸付用、居住されていない及び、売却日に一定の耐震基準を満たすものであること。

(ロ) その家屋の全部を取り壊し等した後にその敷地を売却すること。

(ハ) 相続の開始の直前において、被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

(3) 相続の開始等があった日から3年を経過する日属する年の12月31日まで売却すること。

(4) 売却代金が1億円以下であること

(5) 売却した家屋等について、取得費の特例や収用等の特別控除などの特例の適用を受けていないこと

(6) 同一の被相続人から、相続又は遺贈により取得した家屋等についてこの特例の適用を受けていないこと

(7) 親子や夫婦など特別の関係のある人に対して売ったものでないこと。

<令和5年度税制改正で令和6年1月1日以降の譲渡について、要件が緩和されました。>

4. 適用を受けるための手続き

この特例の適用を受けるためには、一定の書類を添えて確定申告をする必要があります。

5. 特例を適用した場合の譲渡所得の計算式

譲渡所得＝売却金額－（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除 3,000万円

取得費とは、売った土地及び家屋の購入代金、建築費用、購入手数料、登録免許税、不動産取得税他

譲渡費用とは、売却のための仲介手数料、契約書の印紙代、建物を取壊した場合取り壊し費用他

税務署に特例の適用を受けられるか否かのチェックシートがあります☑。

令和5年分 個人事業者の納税スケジュール

個人所得税の確定申告が終了すると、所得税データが各役所に送付され、その後、税金の納付書が、個人事業主の住所に届く。それぞれの納期限があるので、資金繰りに注意しよう。

税金の種類	納付時期	備考
所得税	3月15日	振替納税の場合は4月20日前後
消費税	3月31日	振替納税の場合は4月25日前後
予定納税	7月15日、11月30日	前年分の申告納税額が15万円未満の場合には納税なし
個人住民税	6月、8月、10月、翌年1月、	市町村により納税時期が変わる場合あり
個人事業税	8月、11月、	事業所得290万円以下の場合には納税なし
固定資産税	4月、7月、12月、2月	不動産（土地・建物）を所有している場合
自動車税	5月	自動車
国民健康保険	7月、8月、9月、10月11月、 12月、翌年1月、2月	普通徴収の場合（全8回）
国民年金	納付対象月の翌月末日	納付書は、4月1日から発送、毎月額 16,520円

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 扶養家族の確認をする4月

子供が就職して扶養から抜けたり、何かと移動が多い春だが、改めて扶養家族の要件を確認してみよう
まず、控除対象は16歳以上、同一生計で年間所得が48万円以下、6親等の内の血族および3親等内の姻族が該当する、同居していなくても仕送りしている場合や病気や療養で入院している場合も扶養になる。

2) ギャンブルでの勝ったお金は「一時所得」儲けはマイナンバーで捕捉されます。

大阪府・市が計画しているカジノを中心とした総合リゾート施設が認定されるようだ。カジノでの儲けは、所得税が課税される。競馬では、その勝ち馬の馬券代が原価となって儲けが計算される。カジノでの勝ち金の必要経費には、入場時と退場時のチップ枚数の差を必要経費とするようだ。現在、実際にギャンブルの勝ち金を申告する人は少ないので、マイナンバーの活用で所得の捕捉を目論んでいるようだ。

3) チラシ作成をお願いしたデザイナーさんの請求書に源泉所得税の記載がないけどどうしましょうか。

源泉徴収が必要な報酬・料金等の職業（デザイナー）の請求書に源泉所得税の記載がない場合でも、支払う側は所得税や復興特別所得税を差し引くことになっています。怠ると不納付加算税・延滞税が発生します。例外として、2人以下家事使用人を雇用している。雇用している従業員がいない等は除外。します。